

## 住所不明等組合員の「みなし脱退手続き」のための公告について

和歌山中央医療生活協同組合「住所不明等組合員の自由脱退手続きに関する規則」にもとづき、「みなし脱退対象者」について下記公告期間を設けます。

一、今回「みなし脱退対象者」としているのは、組合加入時等下記の住所地の方で現在住所不明になっている方です。

医療生協的那賀地区エリア（岩出市、紀の川市）

同・海南海草地区エリア（海南市、海草郡紀美野町）

同・東中地区エリア・南地区エリア・河西地区エリア・那賀地区エリア・

海南海草地区エリア以外のその他県内

同・県外

（計1,662名）

上記、「みなし脱退対象者」の名簿は、和歌山中央医療生活協同組合本部事務局

（和歌山市有本143-1 電話(073)474-5121）にあります。

二、この公告は、2月8日～3月7日とし、お心当たりのある方は期間中にお申し出下さい。

三、公告期間終了後も所在が確認できなかった方は、3月末日をもって「みなし脱退手続き」を実施しますが、その後も本人の申し出等により復活手続きが実施された場合は組合員資格を復活します。なお、上記今回「みなし脱退対象者」の住所地でない方でも、機関紙「健康とくらし」が届いていない、住所変更になっているのを連絡していない、など、お心当たりがある場合ご連絡をお願いいたします。

2013年2月8日

和歌山中央医療生活協同組合

〒640-8390 和歌山市有本143-1

電話 (073)474-5121